

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いすみ市長 太田 洋

市町村名 (市町村コード)	いすみ市 (12238)
地域名 (地域内農業集落名)	桑田地区 (九番組・笠抜・大塚・七番組・下矢竹・下道・西光寺前・中通)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備事業を昭和32年から昭和34年に掛けて行われているが、道路は狭く、小排水路は浅い土水路であり、基幹水利施設の老朽化も見られ、営農上多大な障害となっていることから、現在、県営桑田地区土地改良事業を実施中である。
- ・担い手の高齢化が進んでおり、後継者も不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とする。
- ・基盤整備事業により、区画整理工事及び暗渠排水工事を実施し、耕地の大区画化と汎用化を図ることにより、高性能機械の導入と合理的な管理を可能とする。
- ・担い手の後継者を育成し、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	115 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有適格法人への集積を行うことにより、効率的かつ安定的な経営と農作業の省力化及び農用地の集団化・協業化による経営規模の拡大を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
県営桑田地区土地改良事業(令和5年度～令和14年度予定)を実施中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
桑田地区営農組合の設立を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で取組予定はないが、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--